

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月18日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所管理部門清水拠点長 加藤 修

## 1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 仔稚魚の選別・計数業務 1式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和3年12月3日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするものとする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備すると共に、第三者に委託すること無く業務責任者（査定結果の最終判定を行える者）を有していることを証明した者であること。

## 3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付  
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所管理部門清水拠点管理チーム  
電話 054-336-6027  
FAX 054-335-9642
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「仔稚魚の選別・計数業務入札説明書宅配便に希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「仔稚魚の選別・計数業務入札説明書メールアドレスに希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。



- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、応募又は契約の締結を、応札若しくは応募又は契約の締結を、ご了知願います。

## 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/pledge\\_request.html](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/pledge_request.html)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしております。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件名 仔稚魚の選別・計数業務
2. 業務目的 クロマグロの主要なふ化・成育海域である南西海域・日本海・三陸常磐沖におけるクロマグロ及びその他の仔稚魚の分布生態を把握することで、クロマグロの初期生態及び各産卵場の海域特性を明らかにすることを目的とする。
3. 業務場所 請負業者指定場所
4. 納品場所 静岡県静岡市清水区折戸 5-7-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 清水庁舎
5. 数量 リングネットにより採集した魚類のエタノール固定標本  
1.0 mm 目合 80 検体  
0.334 mm 目合 20 検体 (1 調査点につき 1 検体とする)
6. 業務期限 令和3年 12月 3日
7. 業務内容
  - (1) 標本等の送付  
水産資源研究所が令和3年8月末までに引き渡す魚類エタノール固定標本及び標本一覧表並びに作業記録用紙(当所作成の Excel 等、表計算ソフトのワークシート)を請負者に送付する。なお、送付にかかる運送費は当所が負担する。
  - (2) 仔稚魚の選別  
原則として仔稚魚の全数を選別、計数する。仔稚魚は、サバ科、その他仔魚(不明種を含む)の 2 つの分類群に選別し、分類群ごとに計数する。ふるい等は使用せず、試料全量を目視あるいは顕微鏡下で直接観察しピンセットやえつき針等を使用して仔稚魚を選別、抜き出すこととする。
  - (3) 作業終了後の仔稚魚標本等の処理  
計数対象種は、それぞれサンプル瓶に新たな 99.5%エタノールで収容する。選別した仔稚魚サンプルは、月ごとに順次納品場所宛に返却する。選別した残渣については、ラベルを記した 500ml 瓶に詰めて新たな 99.5%エタノールに収容すること。残渣の量は、500ml瓶のおよそ 60%未満となるようにし、それ以上残渣がある場合は、複数の瓶に分ける。残渣を収容した 500ml瓶の蓋は中身がこ

ぼれないようにビニールテープでシールする。サンプル瓶には、採集年月日・定点番号・区分・ネットの種類を記したラベルを入れ、瓶の蓋には、定点番号などを記入する。なお送付時に使用した標本瓶は水洗の上返却すること。

・成果品 同定・計数結果表(いずれもエクセル形式)を作成の上、水産資源研究所広域性資源部まぐろ生物グループに提出すること。なお、本仕様書で分析を依頼する標本については、標本到着後速やかに分析を開始して可能な限り早く結果をメールで報告すること。全ての分析が終了した後に全データを CD-ROM に保存して最終報告として2部提出すること。

・標本の返却 仔稚魚標本を採集機関へ返却する。

8. 特記事項 (1)水産資源研究所広域性資源部まぐろ生物グループは、成果品について選別漏れ、計数結果の2項目のチェックを行う。また中間チェックのため、10月までに2、3検体分について選別漏れのチェックを行う場合がある。仔稚魚の選別漏れの割合が1検体当たり5%を超える場合は、該当の全サンプルの再検を求めることがある。なお、請負者は当該作業の予定従事者のリスト(選別者と査定者の氏名・年齢・性別・経験年数・雇用形態等)を提出すること。また、記載事項に変更が生じた場合、改訂版を提示すること。
- (2)作業中に疑義が生じた場合は、担当者と適宜打ち合わせを行い、合意を得た上で作業を進行すること。
- (3)業務に必要な資材、運搬等は全て契約締結業者が手配すること。
- (4)詳細については担当者の指示に従うこと。